



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 2 月 12 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所】

「特別納税調整実施弁法(試行)」の公布～中国の移転価格税制について

中国国家税務総局は、2009 年 1 月 8 日付で「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発【2009】2 号：以下“弁法”)を公布し、2008 年 1 月 1 日から遡及適用されることとなりました。この弁法により、企業所得税法第六章「特別納税調整」にて規定されている移転価格、事前確認、費用分担協議、被支配外国企業、過小資本、及び一般租税回避防止の各条項に対し税務当局が行う特別納税調整の管理が規定されました。その中で特に、各進出企業にも影響が大きいと思われる「移転価格税制」に関する新規定についての概要をお知らせします。

1. 移転価格税制の適用範囲(「関連関係」の定義)

移転価格税制適用の判定基準として重要な「関連関係」の有無について、弁法第 9 条において以下のように定義が明文化された。

- ・ 一方が他方の持分の 25%以上を直接または間接的に保有する場合
- ・ 同一第三者の 25%以上の持分を直接または間接的に保有する場合
- ・ 一方の企業の他方からの借入金が払込資本金の 50%以上を占めている場合、または一方の企業の借入金総額の 10%以上について他方の保証を受けている場合
- ・ その他、一方の企業の高級管理者による支配、生産・経営活動に対する支配、役務提供に対する支配等の実質的な支配関係を有する場合

2. 移転価格文書(同期資料)の作成、提出基準等

(1) 記載内容

移転価格文書(同期資料)は、中国語で作成し以下の内容を記載する。

組織構成	企業が所属する企業集団、その関連者等の概況等
経営状況	事業展開、市場競合環境、機能/リスク分析、企業集団連結財務諸表等
関連者間取引の状況	取引の類型・業務フロー、価格決定方法、契約の履行状況等
比較可能性分析	比較対象取引/企業の説明、比較要素、選定条件・理由等
移転価格算定方法の選定	算定方法選定理由、取引価格/利益確定の前提条件と判断基準等

(2) 作成期限及び提出期限

移転価格文書(同期資料)の作成義務のある企業は、該当取引発生年度の翌年 5 月 31 日までに作成を完了し、税務当局の提出要請があった場合、20 日以内に提出する必要がある。なお、08 年度分については、特例として作成期限を 09 年 12 月 31 日まで延長することが出来る。

(3) 免除要件

以下のいずれかに該当する場合は移転価格文書(同期資料)の作成、保管、提出が免除される。

- ①年間の関連者との売買取引の金額が 2 億人民元以下で、且つその他の関連者間取引の金額が 4 千万人民元以下である場合
- ②関連者間取引が事前確認制度の対象である場合
- ③外資の出資分が 50%未満であり、且つ関連者間取引が中国国内のみである場合

また、当該同期資料に基づき、税務当局は移転価格調査・調整を行う対象企業を選定するとしており、中国進出日系企業においても、慎重な対応が求められることとなります。

【出所: 国家税務総局ホームページ 等】

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。

* 禁無断転載